

令和4年9月1日

保護者様

安城市教育委員会  
安城市立東山中学校長

新型コロナウイルス感染症に罹患したり濃厚接触者に特定されたりした場合の対応について（愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトより）（お知らせ）

日頃は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、7月末より濃厚接触者に特定された場合の自宅療養期間等が変更されております。  
安城市におきましても、第7波の影響により新型コロナウイルスの感染者数が増加しておりますので、新型コロナウイルス感染症に罹患したり濃厚接触者に特定されたりした場合の対応について、改めてお知らせいたします。なお、詳細につきましては、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトをご確認ください。

今後も、学校生活において基本的な感染症対策を引き続き行い、お子さまの安心・安全な教育環境の確保に努めてまいりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

## 1 新型コロナウイルス感染症に罹患したり濃厚接触者に特定されたりした場合の対応

### ○新型コロナウイルス感染者の療養期間

医療機関等で新型コロナウイルス陽性と診断された方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります。また、症状のない方については、検体採取日から7日間経過した場合、療養終了となります。

### ○濃厚接触者の待機期間

濃厚接触者の方の待機期間は、感染者と接触した最終日の翌日から5日間となります。ただし、社会機能維持者であるか否かに関わらず、検査で陰性が確認された場合は、待機期間を短縮することができます。なお、感染者と接触した最終日から7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。

**※詳細につきましては、裏面資料や愛知県のホームページをご参照ください。**

### ○愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>

### ○新型コロナウイルス感染者の療養期間

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/424908.pdf>

### ○濃厚接触者の待機期間

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/427114.pdf>

## 2 その他

### ○児童生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患したり、濃厚接触者に特定されたりした場合は、今まで同様、学校にご連絡ください。

問い合わせ先 教頭 矢野 裕二  
電話 0566-98-1531

医療機関等で新型コロナウイルス陽性と診断された方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります。

また、症状のない方については、検体採取日から7日間（オミクロン株の場合）経過した場合、療養終了<sup>※1</sup>となります。

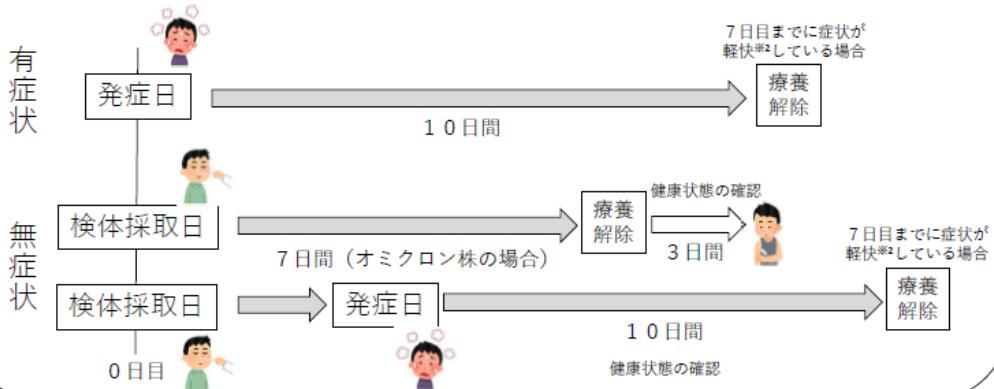
ただし、初めは症状がなく途中で発症した場合、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります。

なお、いずれの場合も解除のための検査は不要です。

※1 症状のない方については、療養解除後も10日間を経過するまでは検温などの健康状態の確認を実施してください。

### 【陽性者の自宅等での療養期間】

※2 「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合を言います



### 【他のツール】

#### ・濃厚接触者の待機期間

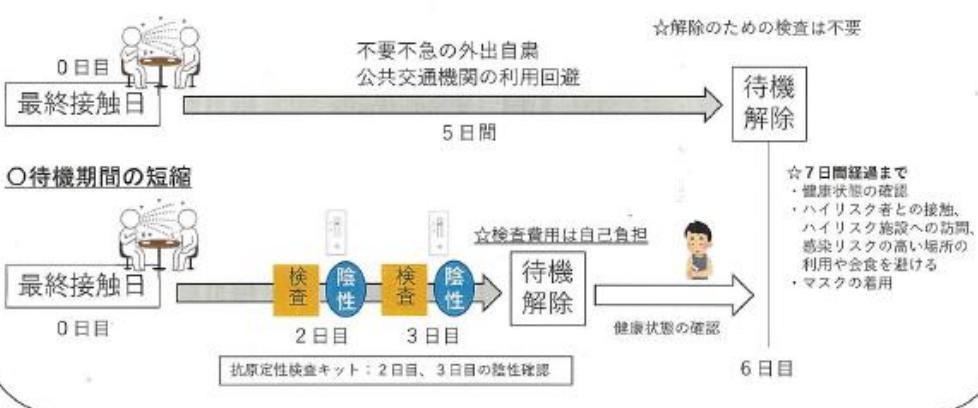
2022年7月25日改正

濃厚接触者の方の待機期間は、感染者と接触した最終日の翌日から5日間となります。

ただし、社会機能維持者であるか否かに関わらず、検査で陰性が確認された場合は、待機期間を短縮することができます。

なお、感染者と接触した最終日から7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。

### 【濃厚接触者の待機期間】



#### ・同居家族等の待機期間

濃厚接触者である同居家族等の待機期間は、以下の内いずれか遅い日を0日目とし、5日間（6日目解除）となります。

・陽性者の発症日（検査陽性者が無症状の場合は検体採取日）

・住居内で感染対策<sup>※2</sup>を講じた日

※1 感染対策とは  
日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い、手指消毒の実施等の対策

待機期間中に同居家族等が発症した場合はその発症日を0日目として起算し直します。

無症状であった検査陽性者が発症した場合は、その発症日を0日目として起算し直します。

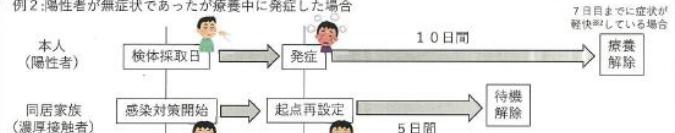
濃厚接触者である同居家族等においては、待機解除後も陽性者の療養期間が終わるまでは健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避ける、マスクを着用する等の感染対策を実施してください。

※2 「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合を言います

例1:陽性者が発症（検体採取日）と同時に感染対策を開始した場合



例2:陽性者が無症状であったが療養中に発症した場合



例3:陽性者が発症後、待機期間中に同居家族が発症した場合

